「入会手続き」について

一般社団法人日本食品添加物協会

1. 入会申込書の記入、提出

入会申込書の各欄に必要事項をご記入の上、後記3の書類送付先 「一般社団法人日本食品 添加物協会」あて、お申込み下さい。(持参又は郵送でお願いします。)

入会申込書の記入、提出に当っては、次の点にご留意下さい。

- (1) 代表者とは、原則として「社長」を意味しますが、入会後協会を担当される部門の 責任者、例えば、担当役員あるいは、事業部長等でも結構です。
- (2) 連絡者(担当者)とは、協会との間の実務上の窓口となっていただく方で、協会から の会報や書類等の送付先及びメール配信先となります。
- (3) 入会申込書の印鑑は、社印並びに代表者印の両方をお願い致します。
- (4) 提出部数は1部で、収入印紙は不要です。
- (5) 入会申込書には、会社概要を記載したパンフレット等を必ず添付して下さい。
- (6) 「会員の種別」は次のようになっております。
 - ① 正 会 員 食品添加物の製造、輸入もしくは販売を業とする法人または食品の 製造、輸入もしくは販売を業とする法人、その他会長が認めた法人ま たは個人
 - ② 賛助会員 食品添加物に関連する団体または法人

2. 会費の納入方法

入会申込書を受理し、入会が承認され次第、当方より会費の請求書をお送りしますので、 請求書記載の口座にお振り込み下さい。なお、振込手数料は貴社でご負担お願い致します。

3. 書類送付先(お問い合せ先)

一般社団法人日本食品添加物協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号 小伝馬町新日本橋ビルディング6F

話 03 (3667) 8311

F A X 03 (3667) 2860

アドレス tenkachan1982JAFA@jafaa.or.jp

4. 備 考

協会の年会費につきましては、消費税法 第2条第1項第8号(資産の譲渡等)に規定され た役務の提供に係る対価には該当しませんので、不課税扱いとなり、消費税がかかりませ ん。従いましてお支払いになった事業者は、消費税法基本通達 5-5-3 に規定されておりま す通り、課税仕入れすることは出来ませんので、ご留意下さい。

5. 同封書類及び資料

- (1) 入会申込書
- (2) 協会案内 (3) 書籍等販売のご案内